

## 外国人労働者受入れの流れ

**STEP1**⇒求人申込(無料)

①雇用条件登録 ⇒ ②求人/募集 ⇒ ③オンライン面接 ⇒④内定

**STEP2**⇒一般社団法人 R A F 入会(賛助会員:月会費/¥10,000)

※ビザ申請受理後の御入会

**STEP3**⇒〈特定技能〉就労にかかるビザ申請及び紹介料

入国管理局へのビザ申請受理後に海外紹介事業者より紹介料の請求

↓

海外人材紹介事業者へ紹介料のお振込み(インドネシア・ベトナム・フィリピン)

**STEP4**⇒入社/就労 ⇒ 特定技能支援業務委託(就労月よりご請求)

月額委託料金 / ¥32,500 / 1名

### 内訳

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1.登録支援機関業務委託費     | ¥21,500 |
| 2.各国送出国支援業務(通訳含む) | ¥10,000 |
| 3.行政書類管理(クラウド)    | ¥1,000  |

### 【委託業務の詳細】

- 法的支援事項(義務)16項目の実施
- オンライン通訳サービス/365日対応
- SNS生活サポートサービス/365日対応
- 企業への定期訪問/3カ月に1回を基本とする
- 外国人材への定期面談/月1回を基本とする(定職・定住支援)
- 入国管理局へ報告書提出(四半期報告/年4回)
- 労働者と企業の適正な雇用関係維持(中立公正の立場で双方へ支援実施)
- ◆ **ビザ申請/更新(年1回)無料にてサービス提供**(印紙代のみご負担/¥4,000)

### 【受入にかかる要件】※下記は建設業の例

- A. 建設業許可(産業分野別/許認可)
- B. 社会保険加入
- C. 国土交通省へ「特定技能受入計画認定申請」⇒計画認定  
(建設業以外の産業分野は各分野の協議会に加入)
- D. 建設技能人材機構(JAC)への入会 \*建設業のみの
- E. 建設業キャリアアップシステムへの登録 \*建設業のみの

注意:過去5年以内に行政処分・監督処分・指名停止処分等がない事